

目次

2.1. 食品添加物に関する法規

1. 概要
- 2 食品添加物の定義及び機能用途分類
- 3 可食品添加物及び最大使用基準値
4. 食品への使用禁止物質
5. 食品添加物の規格・基準
6. 新規食品添加物の評価・認可
7. 食品への食品添加物の表示

2.2. 食品添加物の概要（まとめ）

2.1. 食品添加物に関する法規

1. 概要

ラオスでは、食品添加物の使用は保健省下の食品・医薬品局（FDD）食品管理部によって規制される。しかし、現時点ではラオスには食品添加物に対する国家規制および基準は存在しない。食品法第14条に従って、食品に使用する添加物は、コーデックス委員会またはASEANが認可した添加物に基づく必要がある。また、2006年5月12日付安全な食品の製造および輸出入された安全な食品の管理に関する保健省規則第865/MoH号第5条に従って、食品添加物の使用および基準は、コーデックス委員会の食品添加物に関する一般規格（Codex STAN 192-1995）の要件に準拠する必要がある。

2 食品添加物の定義及び機能用途分類

食品添加物は、食品法第3.3条および第14条において以下のように定義される。

「添加物とは、成形、着味、着香、着色などの技術的目的のために食品に添加され、当該食品の製造、加工、処理、包装、輸送、および保存に用いられ、食品の性質に直接的または間接的に影響を与える可能性があるいずれかの物質を指す」。

第14条 (新規) 添加物

ラオスにおいて食品の製造、加工、および処理に使用される添加物はコーデックス委員会およびASEANの承認に基づくものでなければならない。

添加物とは栄養価を一切含まず、主要食品成分とならず、また食品として直接消費することはできない。

保健省規則第865/MoH号第5条により、機能用途分類はコーデックスGSFA（Codex STAN 192-1995）に準拠する。

3 可食品添加物及び最大使用基準値

保健省規則第865/MoH号第5条により、認可食品添加物及び最大使用基準値はコーデックスGSFA（Codex STAN 192-1995）に準拠する。

4. 食品への使用禁止物質

保健省規則第865/MoH号により、以下を含む、食品への使用が禁止される物質および添加物のリストが規定されている。

- 1)ホウ砂（二ホウ酸、四ホウ酸ナトリウム、およびピロホウ酸ナトリウムを含む）
- 2)ジエチレングリコール（ジエチレングリコールモノエチルエーテルを含む）
- 3)ホルムアルデヒド
- 4)クロラムフェニコール
- 5)ニトロフランまたはニトロフラゾン

5. 食品添加物の規格・基準

ラオスには現在、食品添加物の規格および基準に対する国家規制は存在しない。食品法第9条により、ラオスに国家食品基準が存在しない場合には、コーデックス規格が適用される。

6. 新規食品添加物の評価・認可

既存の規制には新規食品添加物の評価および認可に関する明確な手順は存在しない。


7. 食品への食品添加物の表示

ラオスには、食品への食品添加物使用の表示に対する国家規制は存在しない。食品法第9条により、ラオスに国家食品基準が存在しない場合には、コーデックス規格が適用される。

2.2. 食品添加物の概要（まとめ）


香料、加工助剤、キャリアオーバー等、食品添加物に関する定義、その他、指定/既存添加物、使用禁止物質等についてを以下にまとめた。

食品添加物の概要／定義（一般）

項目	概要／定義	参照
関連法規	2013年7月24日付食品法第XX号	[外部リンク] 
概要（一般）／定義		
食品添加物の定義	食品添加物は、食品法において以下のように定義される。 「添加物とは、成形、着味、着香、着色などの技術的目的のために食品に添加され、当該食品の製造、加工、処理、包装、輸送、および保存に用いられ、食品の性質に直接的または間接的に影響を与える可能性があるいずれかの物質を指す」	食品法第3条（3） 項
香料	記載されていない	
加工助剤	記載されていない	

キャリーオーバー	コーデックス委員会の食品添加物に関する一般規格（Codex STAN 192-1995）に準拠	安全な食品の製造および輸出入された安全な食品の管理に関する保健省規則第865/MoH号第5条
----------	---	--

食品添加物の概要／定義（指定）

項目	概要／定義	参照
関連法規	安全な食品の製造および輸出入された安全な食品の管理に関する保健省規則第865/MoH号	[外部リンク] 
概要（指定）／附則		
指定添加物リスト	コーデックス委員会の食品添加物に関する一般規格（Codex STAN 192-1995）に準拠	安全な食品の製造および輸出入された安全な食品の管理に関する保健省規則第865/MoH号第5条
既存添加物リスト	ラオスは該当するリストを作成していない	
天然香料基原物質リスト	ラオスは該当するリストを作成していない	
一般に食品として食用または飲用に供され、食品添加物としても使用される物質のリスト	ラオスは該当するリストを作成していない	
ネガティブリスト	<ul style="list-style-type: none"> ホウ砂（二ホウ酸、四ホウ酸ナトリウム、およびピロホウ酸ナトリウムを含む） ジエチレングリコール（ジエチレングリコールモノエチルエーテルを含む） ホルムアルデヒド クロラムフェニコール ニトロフランまたはニトロフラゾン 	安全な食品の製造および輸出入された安全な食品の管理に関する保健省規則第865/MoH号第5条
食品添加物の規格、重量およびサイズ、汚染物質、分析およびサンプリング方法、食品添加物の製造基準	コーデックス委員会の食品添加物に関する一般規格（Codex STAN 192-1995）に準拠	安全な食品の製造および輸出入された安全な食品の管理に関する保健省規則第865/MoH号第5条
食品添加物に関する公式刊行物および公報	ラオスには食品添加物に関する公式刊行物および公報は存在しない	